

北海道告示第10173号

令和4年北海道告示第11398号を次のとおり改める。

令和5年2月9日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
1 生活交通路線維持対策事 業費補助事業 地域の生活交通として必 要な地方バス路線の維持・ 確保を図るため、その運行 に要する経費等について、 予算の範囲内で補助する。 ただし、地域間幹線系統 確保維持事業及び国の補助 事業の対象となるものを除 く。					—		—	
(1) 広域生活交通路線維持 費補助事業	乗合バス事業者 であって、次の要 件の下で広域生活 交通路線を運行す る者(公営バス事 業者を除く。) (1) 総合振興局等 協議会において 地域住民にとっ て必要と認めら れた運行サービ スの提供ができ ること。 (2) 広域生活交通 路線の運行にお	広域生活交通路線の運行事業 に要する経費のうち、北海道生 活交通路線維持対策事業費補助 金交付要綱(令和5年2月8日 付け交通第599号。以下「生活交 通補助要綱」という。)第7条 に規定する額。ただし、生活交 通補助要綱第8条に規定する額 を限度とする。	生活交通補 助要綱第10条 第1号の系統 にあつては、 2分の1以内 (同号ただし 書の系統にあ つては、4分 の1以内) 生活交通補 助要綱第10条 第2号の系統 にあつては、 3分の1以内	総政第34号様式 その他別に指示 する様式		提出部数 1部 提出期限 令和4年 11月18日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課		実績報 告は要し ない。

	いて十分な安全性等の確保ができること。							
(2) 市町村生活バス路線運行費補助事業	市町村生活バス路線において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定により登録を受けて運行を行う市町村	市町村生活バス路線の運行事業に要する経費のうち、生活交通補助要綱第15条第1号に規定する額	10分の1以内	総政第35号様式 その他別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和4年11月18日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		実績報告は要しない。
	市町村生活バス路線において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により許可を受けて運行を行う乗合バス事業者（当該市町村生活バス路線に係る市町村が、当該市町村生活バス路線に係る補助対象期間における経常費用から経常収益及び生活交通補助要綱第17条の補助金の交付額を減じた額に相当する額を当該乗合バス事業者に補助することを要する。）	市町村生活バス路線の運行事業に要する経費のうち、生活交通補助要綱第15条第2号に規定する額	10分の1以内	総政第36号様式 その他別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和4年11月18日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		実績報告は要しない。
(3) 広域生活バス路線運行維持対策事業	乗合バス事業者であって、次の要件の下で広域生活交通路線を運行する者（公営バス事業者を除く。） ただし、補助対象系統は生活交通補	広域生活交通路線の運行事業に要する経費のうち、生活交通補助要綱第23条第1項に規定する額。ただし、生活補助要綱第24条に規定する額を限度とする。	生活交通補助要綱第26条第1号の系統にあっては、2分の1以内 （同号ただし書の系統にあっては、4分	別に指定する様式	—	提出部数 1部 提出期限 令和5年2月17日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課	—	実績報告は要しない。

	<p>助要綱第21条第1号に規定する系統とする。</p> <p>(1) 総合振興局等協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。</p> <p>(2) 広域生活交通路線の運行において十分な安全性等の確保ができること。</p>		<p>の1以内)</p> <p>生活交通補助要綱第26条第2号の系統にあつては、3分の1以内</p>					
	<p>市町村生活バス路線において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定により登録を受けて運行を行う市町村ただし、補助対象系統は第21条第2号に規定する系統とする。</p>	<p>市町村生活バス路線の運行事業に要する経費のうち、生活交通補助要綱第23条第2項に規定する額</p>	<p>10分の1以内</p>	<p>別に指定する様式</p>	<p>—</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 令和5年2月17日</p> <p>提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>	<p>—</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
	<p>市町村生活バス路線において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により許可を受けて運行を行う乗合バス事業者</p>	<p>市町村生活バス路線の運行事業に要する経費のうち、生活交通補助要綱第23条第2項に規定する額</p>	<p>10分の1以内</p>	<p>別に指定する様式</p>	<p>—</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 令和5年2月17日</p> <p>提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>	<p>—</p>	<p>実績報告は要しない。</p>